

平成28年11月定例会

総務委員会説明資料（その2）

徳島県警察本部

目 次

I 提出案件	1
1 その他の議案	1
(1) 条例案	1
① 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	1

I 提出案件

1 その他の議案

(1) 条例案

① 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

ア 改正の理由

国家公務員の給与改定が行われたことに鑑み、本県の警察職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

(a) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 諸手当の改定

(a) 扶養手当について、子以外の扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級が9級であるもの等に対しては支給しないこととともに、配偶者に係る扶養手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける警察職員でその職務の等級が8級であるもの等にあっては3,500円）に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を1万円に引き上げることとし、

また、これに伴い、扶養手当に係る届出等について所要の改正を行うこととする。

- (b) 通勤手当について、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担する警察職員に支給する特別急行列車等に係る通勤手当の額を、その者の通勤に要する特別料金等の額に相当する額とすることとする。
- (c) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の90（特定幹部警察職員にあっては、100分の110）に引き上げることとし、また、再任用警察職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の42.5（特定幹部警察職員にあっては、100分の52.5）に引き上げることとする。
- (d) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の85（特定幹部警察職員にあっては、100分の105）に引上げ、12月期の支給割合を100分の85（特定幹部警察職員にあっては、100分の105）に引き下げることとし、また、再任用警察職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の40（特定幹部警察職員にあっては、100分の50）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の40（特定幹部警察職員にあっては、100分の50）に引き下げることとする。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

a 期末手当の改正

- (a) 12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとする。
- (b) 6月期の支給割合を100分の162.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の162.

5に引き下げるのこととする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(a)、(b)及び(d)並びにイの(イ)のaの(b)については、平成29年4月1日から施行することとする。(イ) イの(ア)のaの(a)については平成28年4月1日から、イの(ア)のbの(c)及びイの(イ)のaの(a)については同年12月1日から適用することとする。

